札幌麻生雲母（きらら）保育園

入園案内

札幌麻生雲母保育園

【所在地】　〒 007-0843
札幌市東区北４３条東１丁目３－１
【TEL】　011-733-0123
【FAX】　011-733-0124
【E-mail】　asabu@kirara-hoikuen.com
【URL】　http://www.kirara-hoikuen.com/

【区市町村担当部課名】
札幌市子ども未来局子育て支援部
〒060-0051　札幌市中央区南1条東1丁目
【TEL】　011-211-2986

【施設開設者】
株式会社モード・プランニング・ジャパン
【所在地】
〒104 - 0061
東京都中央区銀座7-16-12-6階
【TEL】03 - 6847 - 5855
【FAX】03 - 6847 - 5856
【E-mail】 info@m-p-j.com
【URL】 https://www.m-p-j.com/

目次

はじめに …… P. 2

保育スローガン …… P. 3

雲母保育園の特色 …… P. 4～5

年間行事予定 …… P. 6

一日の流れ …… P. 7

保育時間・その他料金について …… P. 8

持ち物 …… P. 9

利用規約 …… P. 10～15

施設案内 …… P. 16

全体的な計画 …… P. 17

ご意見・ご要望の解決のための仕組み …… P. 18

はじめに

雲母保育園は、73園の姉妹園を持つ
株式会社モード・プランニング・ジャパンの運営する保育園です。

「送り迎えに便利な場所で預かってほしい」
「行政の目の届く保育所に預けたい」
「セキュリティの整った安心な所に預けたい」
「子育ての悩みを聞いてほしい」

こうした多様化するニーズに応える為、
全ての方々の「想い」を受け止め、
意識を共有する中から既存のサービスを超えた
「驚き」、「喜び」、「感動」を与えられるよう、
常に高い理念を掲げ、その実現に向け行動いたします。

雲母保育園はこう考えています！

Kirara ism（きらら主義）

転んでも立ち上がる精神
誰にでも壁にぶつかるときはあります。でも、失敗しながらも自分を見つめ直し、より上を目指します。

みんなで育つ
雲母保育園は、人と人がふれあう場所。悩みや相談は 一人で抱え込まずに、みんなで一緒に解決していきましょう。

常にチャレンジ！
何事にも疑問を持って、考えながら物事に取り組みます。前に進もうとする姿勢から、新たな発見もあります。

個性を活かす
子どもも、大人も、個性が大事！まずは、それぞれの個性を認め合うところから始めます。

エンターテイナー精神
保育士はエンターテイナー。周りをどのように楽しませるかを考えることは、保育士の仕事を行なう上でも大切です。

根拠を持つ
自分の言動は、子どもをはじめ、すべての人に影響を与えます。だからこそ、言動には責任を持ち、心を込めて。

札幌麻生雲母保育園

保育スローガン

笑顔の園

～子どもたちの笑顔がみんなの笑顔に
みんなの笑顔が子どもたちの笑顔に～

「笑う門には福来る」ということわざがありますが、
笑顔には私たちが想像する以上の効能があると
私たちは考えています。

笑顔を作ることで、α波が発生し心の安定に
笑顔は免疫力の活性化にもつながる
笑顔は人に伝染する

これはどのような笑顔でも効果があるという研究報告もあります。

そんな笑顔が拡がる思いを込めて、このスローガンを掲げました。
笑顔は心の栄養となり、心身に大きな活力を与えてくれます。

札幌麻生雲母保育園は、笑顔があふれ安心できる
そんな場所でありたいと思っています。

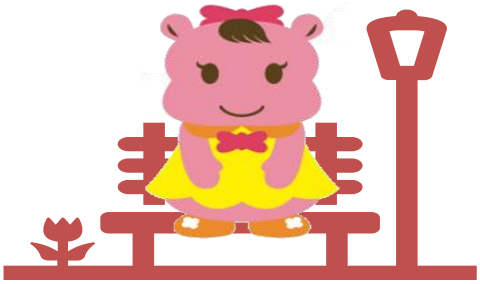

雲母保育園の特色

1．健康な心と身体を育む

雲母保育園では、日々の保育や行事などを通して、「健康な心と身体を育む」ことを保育方針としています。

保育目標

- ○自らの心と身体の健康を大切にできる子ども
- ○まわりの人々の思いに気付き、社会の一員としての生活を目指せる子ども
- ○自ら考えたことを表現し、様々な人と親しみを持って関わり合おうとする子ども
- ○主体的な意思に基づいて行動し、探求心を持って考えられる子ども

保育士や栄養士がお子様一人ひとりに愛情をもち、優しい語りかけやスキンシップなどを通して、お子様との信頼関係を築いてまいります。

2．食育

食べることの大切さ・楽しさを知り、「食べる意欲」を育むために園をあげて食育に取り組んでいます。

きららの給食

保育補助として保育に参加をし、園児の近くで発育・健康状態を把握している管理栄養士・栄養士が、毎月のテーマを設けて食事が楽しくなるような献立の作成を行い、園内で調理をし、温かい給食や手作りおやつの提供を行っております。
また、管理栄養士・栄養士自ら地域のお店で実際に食材を見て触れて、食材を購入しております。
材料にはファンケルの発芽玄米などの自然食品を取り入れ、より安全性を高めた給食を提供しております。

ゆかりご飯 秋刀魚の竜田揚げ かぶのそぼろあん めかぶ味噌汁　フルーツ	 秋刀魚	367 Kcal	パニーニ
塩やきそば 山芋入りふんわりオムレツ ねぎとあさりスープ　フルーツ	 山芋	363 Kcal	ポップコーン
栗玄米ご飯 鶏のゴマソース ツナともやしのサラダ なめこ汁　フルーツ	 栗	351 Kcal	パンプティング

≪献立表一部≫

≪給食例≫

≪誕生日ケーキ≫

食育行事

・給食フェア（年2回）

郷土料理や野菜料理、世界各国の料理などテーマを決め、お子様のみならず保護者の方々も一緒に楽しんでいただくための「食の祭典」と位置づけ、保護者にアイディアを頂戴して実際の企画に取り入れてメニューを試食して頂く等、一緒に創りあげるという行事です。

- ・クッキング保育
- ・給食参観、給食試食会

など

保護者の方々にも喜んでいただけるような食事を提供することが雲母保育園の食育の目指す姿です。

≪ハロウィン≫

≪クッキング保育≫

3．きらら教室

キララ教室の様子　その1

きらら教室では、パズルやぬりえから言語やさんすうまで、様々なプログラムを通して生活に必要な能力を身につける活動を行います。
言語やさんすうと言ってもむずかしいことを勉強するというものではありません。丸暗記や機械的な学習ではなく、工夫や発見・感じたことを言葉や形にすることで考える力を養います。
保育士とじっくり向き合い、一人ひとりの成長を見守り援助します。楽しみながら集中して考えるため、基礎力・理解力・学習に対する意欲が育ちます。

4．保護者の方々との連携

雲母保育園では園と保護者の方々とのコミュニケーション・信頼関係を大切に考えております。毎日お迎えの際に５分間お時間を頂戴し、園職員とじっくりお話をさせて頂くことをお願いしています。また、３ヶ月に1度の個人面談、年３回の保護者会や行事、毎日の連絡ノート・栄養ノートを通し連携を密にとっていきたいと考えております。 また、園で行う様々な行事には保護者の方々の御協力が必要です。

★ 保護者の方々と共に、お子様の成長を喜び合いたいと考えております。

5．安全管理

日ごろより安全面に関しては細心の注意を払っておりますが、当園では万一の時に備え，セコムのセキュリティシステムを導入しております。職員不在時の園内への不審者侵入時や職員による非常ボタンでの要請により、すぐさま警備員が駆けつけるようになっています。
また、来訪者を識別する為にカメラ付インターホンの設置、生体認証（職員のみ）による入退出管理を行うなど、徹底した安全対策を実施しており、安心してご利用いただけます。

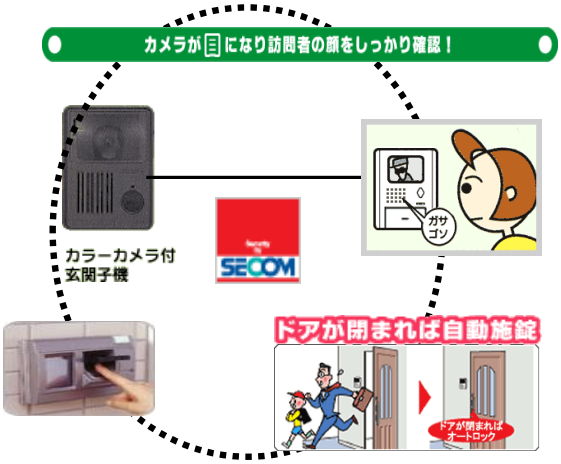

6．アレルギーへの対応

雲母保育園では日頃より清潔を保ちアレルゲンの除去につとめております。
毎日の清掃はもちろんのこと、おもちゃは毎日洗浄し、消毒を行っております。
食物アレルギーをお持ちのお子様には代替食、除去食を御用意し、専用の献立表もお渡し致します。更に、専門知識をもった管理栄養士・栄養士が御相談も承ります。
シックハウス症候群などの原因となる化学物質（※）は一切使用しておりませんので御安心下さい。
（※ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン等）

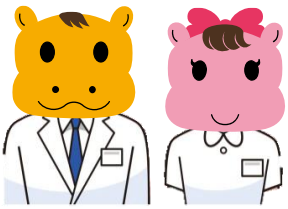

年間行事予定

4月		全体健診
5月		クラス懇談会
6月		個人面談 ・ 歯科健診
7月		プール開き ・ 給食フェア ・ 2, 3, 4, 5歳児運動会
8月		七夕会
9月		引渡し訓練 ・ 敬老の日 ・ 0, 1歳児運動会
10月		クラス懇談会 ・ ハロウィン ・ 全体健診
11月		個人面談
12月		きらきら会 ・ クリスマス会
1月		もちつき
2月		節分 ・ 給食フェア ・ 個人面談
3月		ひな祭り会 ・ クラス懇談会 ・ 卒園式

※年間行事は変更の可能性がございますので御了承下さい。

毎月の行事

避難訓練・お誕生日会・身体測定

HAPPY BIRTHDAY!

≪きらりくんのタルトケーキ≫

雲母保育園の1日

	時間	1～5歳児	0歳児
通常保育	7:00～ 9:30	随時登園 視診 自由遊び お片付け 朝おやつ 排泄・手洗い	随時登園 視診 自由遊び 朝おやつ オムツ交換
通常保育	9:30～ 11:30	散歩・自由遊び お片付け 排泄・手洗い	散歩・室内遊び 授乳・離乳食 オムツ交換 睡眠
通常保育	11:30～ 13:00	昼食 排泄・着替え 睡眠	
通常保育	13:00～ 15:00		目覚め（視診・検温） オムツ交換 授乳・離乳食 帰りの挨拶（歌・手遊び）
通常保育	15:00～ 18:00	目覚め（視診・検温） 排泄・手洗い おやつ 帰りの挨拶（歌・手遊び） 随時降園	随時降園
延長保育	18:00～ 19:00	補食（希望された方） 自由遊び 随時降園	補食（希望された方） 室内遊び 随時降園

上記が基本的な一日のスケジュールとなっておりますが、一人ひとりのお子様の生活リズムに合わせた保育を行います。

保育時間・その他料金について

保育時間

月曜日～土曜日	開園時間:	7時00分～19時00分
	標準時間:	7時00分～18時00分 （18時00分～19時00分は延長保育）
	短 時 間 :	8時30分～16時30分 （7時00分～8時30分、16時30分～19時00分は延長保育）

延長保育料金プラン（園にて徴収）

標準保育延長	18時～19時:		200円
短時間保育延長	7時～8時30分:	1時間	100円
		1時間超え	150円
	16時30分～18時:	1時間	100円
		1時間超え	150円
	18時～19時:		200円

※毎月5日に前月分の料金を徴収いたします。

ご希望によりご購入可能なもの（通園用品）

・ バスタオル		2，500円
・ フェイスタオル（2枚）		2，000円
・ 通園バッグ		3，650円
・ きらら教室教材	2歳児	年間1，500円
	3～5歳児	年間4，000円
	開始時別途	1，000円

その他

・ 主食費（3～5歳児クラス）	2，000円/月
・ 副食費（3～5歳児クラス）	4，500円/月
・ オムツ処理代（オムツ利用のお子様のみ）	500円/月

※前払（利用月の前月末まで）になります。

★★翌月利用しない場合・・・前月末までに園に申告をお願い致します。

（申告がない場合の返金対応は行っておりません）

・ お泊り保育代（5歳児かつお泊り保育参加者のみ）	5，000円

全てのお支払いは電子マネー/QRコード/クレジットカード/現金にてお願い致します

※交通系ICカード（SPICA除く）・電子マネーのチャージはできまかねますので、ご了承ください。

ご入園時に御用意いただく物

必要書類
- 乳児医療証のコピー
- 母子健康手帳（出生児の記録、予防接種の記録）
- 親子写真または送迎する方の写真
- 児童票Ａ～Ｆ（園指定の用紙に記入して頂きます。）
- 個人情報取扱い同意書（園指定の用紙）
- 食材チェックリスト
- 時間外保育利用申込書（時間外保育利用者のみ）

通園用品
- 通園バッグ
- バスタオル
- フェイスタオル

毎日お持ちいただく物

	連絡帳	栄養ノート	口拭きタオル	ガーゼ	着替え（上下別のもの）	ビニール（汚れもの入れ）
0歳児	●	●	3枚	授乳回数分	2組	2枚
1歳児	●	●	3枚	－	2組	2枚
2歳児	●	●	3枚	－	2組	2枚
3～5歳児	－	－	2枚	－	2組	2枚

園に置いておく物

	戸外用運動靴	避難用運動靴	着替え（上下別のもの）	寝具用バスタオル
0歳児	1足	－	1組	2枚
1歳児	1足	－	1組	2枚
2歳児	－	1足	1組	2枚
3～5歳児	－	1足	1組	2枚

※寝具用バスタオルは午睡用コットのシーツ替わりに使用します。
巾着または口の閉まるビニール袋に入れてご持参ください。
（バスタオルは週末にお持ち帰り頂き、
翌週明けにご持参いただきます。）

おむつ定額制サービス
『手ぶら登園』を導入しています。
当園では、こちらのご利用を
お願いしております。
※詳しくはお配りしたチラシを
ご確認下さい

【お願い】 全ての持ち物にお名前のご記入をお願いします。

【服装の注意点】

保育園は生活をする場となります。子供たちにとって動きやすく、汚れてもいい服装で登園ください。※下記の服装は避けてくださいますようお願い致します。

- ●ひも付きの洋服（ズボンのウエスト・上着の首回り）
- ●フード付きの上着
- ●裾の長いズボン（裾が長い場合は折り返して縫い付けてください）
- ●登園時のスカート・ショートパンツ
  （スカート・ショートパンツで登園いただいた場合、
  散歩へ出る際にケガの予防・虫よけの為長ズボンに着替える場合も御座います）
- ●一人で着用できない洋服
  （例：乳児のボタンのついた服・ホックやボタンで留めるズボン・デニム生地の
  素材の固い洋服等）
- ●運動靴以外の靴（サンダルやヒール付きのブーツなどは禁止させていただいてます）
- ●女の子の髪飾りやキーホルダーなどの装飾品は紛失・誤飲に繋がる恐れもある為、
  保育園にはお持ち頂かないようお願い致します。

ご協力をお願い致します！

利用規約

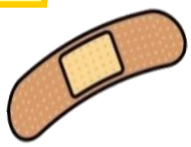

対象年齢

対象年齢　　生後57日～就学前

開園時間

月曜日～土曜日　　7時00分～19時00分（標準：7時～18時、短時間：8時30分～16時30分）

休園日

日曜日、祝日、年末年始
※なお、インフルエンザ等、園内で感染症が大幅に蔓延した場合は休園する場合がございますので御了承下さい。

遅刻・欠席の連絡について

保育園を欠席される場合、また9時30分を過ぎての登園になる場合には、
必ず当日朝9時までに園にご連絡を下さるようお願い致します。
※9時30分を過ぎて登園される場合、朝おやつの提供や戸外保育に参加できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お子様の健康状態について

・体温は37．5度未満であることが受け入れの基準です。

・体温が37．5度を超えている時は原則登園できません。
お子様の平熱が高い等、ご事情がある場合は個別にご相談ください。

・感染症の疑いがあるときは登園前にかかりつけ医への受診をお願いする場合がございます。

・保育中に体温が37．5度以上になった時、下痢嘔吐の回数が多い等、必要だと判断した場合は保護者の方へご連絡いたします。
早めのお迎えをお願いする場合もございますので、御協力をお願い致します。

・体温が37．5度未満であっても下痢や嘔吐の症状がある場合や、予防接種直後、その他お子様の体調に不安がある場合には、ご家庭での保育の検討をお願い致します。

・アレルギー、喘息、その他の疾病を持っているお子様は入園時にお知らせ下さい。
また、食物アレルギーをお持ちの場合は代替食を御用意しますので御相談下さい。

・ミルクは園指定の物がございます。☆園指定のミルク（WAKODOのはいはい）
アレルギーの場合にはご持参頂く場合もございます。ご相談下さい。

・万が一、治療が必要な怪我をした場合や、緊急時には最寄りの病院にお連れする場合がございます。また、その際は保護者の方へご連絡させて頂きます。

健康診断について

・入所時及び年2回、健康診断を実施致します。（4月・10月）
・0歳児につきましては、2ヶ月に1回実施致します。
・健康診断にかかる費用に関しましては、園にて全額負担致します。

嘱託医　：　こころと発達クリニック　えるむの木　須見　よし乃　院長
住所　　：　札幌市東区北25条東3丁目1-37
TEL　　：　011-733-0087

嘱託医　：　小西歯科クリニック　小西　範啓　院長
　　小西　律子　歯科医師
住所　　：　札幌市北区北40条西4丁目2-1
TEL　　：　011-709-8244

感染症について

保育園では感染症が発生、蔓延しないよう対策に努めております。
そのためにも、感染症に罹患しましたら、保育園にすぐにご連絡下さい。

①出席停止になる感染症のうち、医師の「意見書」が必要な感染症
②出席停止になる感染症のうち、医師の登園許可がでた上で保護者が記入した
「登園届」が必要な感染症

詳細は「感染症罹患後の登園許可についての医師の意見書」および
「感染症罹患後の保護者の登園届」を参照してください。

与薬について

・雲母保育園では、薬はお預かりしていません。かかりつけ医に相談して下さい。
受診時に保育園に通っていること、保育園では薬を預かっていないことをお伝え下さい。
「朝・夕」の2回、または「朝・帰宅後・寝る前」の3回という飲み方を勧められることが
多いようです。
なお、慢性の病気があり、「薬を保育園で使用しないと集団生活が困難である」と医師の
指示を受けられているお子様につきましては、ご相談下さい。
・戸外へ出る際、保育園では虫よけ等は行いません。
（必要なご家庭は朝登園前に行っていただきますようお願いします。

虐待について

①入所児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、雲母保育園では以下の体制を
とらせていただきます。
・ 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
・ その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

②職員は、入所児童に対して、以下のような身体的苦痛を与えたり
人格を辱める等の行為を禁止しております。
・ 殴る、蹴る、体罰等直接入所児の身体に外傷を与える行為。
・ 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び
適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
・ 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
・ 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
・ 食事を与えない又は無理に食べさせること。
・ 入所児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
・ 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児童をけなす言葉を使って
心理的苦痛を与えること。
・ 本保育所を退所させる旨脅かす等の言葉による精神的苦痛を与えること。
・ 性的な嫌がらせをすること。
・ 当該入所児を無視すること。

③職員は児童虐待防止法第5条に基づき、児童虐待を発見しやすい立場に
あることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めることとする。
またいかなる理由があろうと児童に対して体罰等の虐待に類する行為は
行ってはならない。

④入所児童の虐待が疑われる場合には入所児童の保護とともに家族の
養育状態の改善を図ることとし、関係機関、市区町村に
通報させていただきますので、ご了承ください。

緊急時・非常災害時について

◎災害発生時等の臨時休園等について

札幌市では、自然災害の発生により安全な保育が継続できないと施設長が判断し、以下に該当する場合には、施設長の判断で速やかに休園等の措置を行います。

（施設所在地に避難情報等が発令されたとき）

開園時間内	高齢者等避難	警戒レベル3	**閉園** 保育園から保護者の皆様へお迎えを依頼します
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		
開園時間外	高齢者等避難	警戒レベル3	**休園** （※）
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		

※開園時間外のうちに解除された場合は、下記の※と同様の扱いになります。

（施設所在地に避難情報等が解除されたとき）
施設の安全確認と職員体制が確保され、順次次第、保育を再開いたします。
保育の再開にあたっては、保育園から保護者の皆様へご連絡します。

（札幌市内で震度5以上の地震が発生したとき）

開園時間内	閉園	施設の安全が確認できない場合は、保育園から保護者の皆様へお迎えの依頼をします。
開園時間外	休園	施設の安全確認と職員体制の確保ができるまでは休園とします。

※保育園では、災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を適切に把握し、臨機応変な対応を行いますが、危険を感じた場合は保育園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来て頂いても構いません。

※月１回避難訓練及び消火訓練を行います。

避難場所のご案内

自宅時間　：　19時00分 ～ 7時00分
保育時間　：　7時00分 ～ 19時00分
・指定避難場所　：　栄北小学校（北47条東6丁目1-1）
・広域避難場所　：　麻生球場（麻生町7丁目8-1）

総合補償制度の加入について

本園ではお子様の保育中の事故に備え、一般社団法人日本こども育成協議会の
総合補償制度に加入しています。補償内容については以下のとおりです。

1. 保育所の賠償事故補償

本園の施設管理または業務遂行上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、お子様、
保護者様、その他第三者の身体に障害を与えた場合または第三者の財物に損害を
与えた場合に本園が被る法律上の損害賠償責任を填補する補償です。

身体障害・財物損壊支払限度額：1名1事故3億円

【対象にならない主な場合】
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
　もしくは暴動または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因するもの
・地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因するもの
・原子核反応または原子核の崩壊に起因するもの　など

2. 園児のための傷害事故補償

本園の管理下（※）にあるお子様が被る、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを
補償します。
また、お子様の通園・帰宅途上や保育園の敷地外（ 近隣公園等）およびその往復途上で
被った事故についても補償します。
・ケガによる死亡保険金：100万円
・ケガによる後遺障害保険金：100万円
・ケガによる入院保険金：日額1，500円
・ケガによる通院保険金：日額1，000円
（※）本園の管理下とは以下になります。
保育園内での保育中、合理的な経路での通園（帰宅）途上、保育園外での活動中および
活動場所との往復途上。（注）宿泊を伴う活動・行事は補償対象外。

「死亡保険金」
本園の管理下における事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて
180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

「後遺障害保険金」
本園の管理下における事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて
180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の
4％～100％をお支払いします。

「入院保険金」
本園の管理下における事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日から
その日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払い
します。

「通院保険金」
本園の管理下における事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日から
その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、
1日につき通院保険金日額をお支払いします。
ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、
通院保険金をお支払いしません。

「手術保険金」
本園の管理下における事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院において所定の手術を受けた場合、所定の手術保険金をお支払します。

【対象にならない主な場合】
・脳疾患、疾病または心神喪失
・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で他覚症状のないもの
・戦争、武力行使、革命などの事変や暴動　など

【保険金請求時期】
［死亡保険金］
お子様が補償内容記載の事由により死亡した時

［後遺障害保険金］
お子様が補償内容記載の事由により後遺障害が生じた時
または事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時

［入院保険金］
お子様が補償内容記載の事由により傷害の治療を目的とした入院が終了した時
または事故の発生の日からの日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時

［通院保険金］
お子様が補償内容記載の事由により傷害の治療を目的とした通院が終了した時
または事故の発生からその日を含めて１８０日を経過した時のいずれか早い時

［手術保険金］
お子様が補償内容記載の事由により傷害の治癒を目的とした手術を受けた時

【保険金請求の時効】
・保険金請求権は、保険金請求時期に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は時効によって消滅します。

【お問合せ先】
［事故が起こった時］
株式会社モード・プランニング・ジャパン
本園もしくは福祉事業統括部（03-6847-5855）までお問合せください

［補償内容について］
株式会社エヌシーアイ（03-3426-7757）

傷害保険の加入について

・安全管理には万全の体制を整えておりますが、万が一の怪我・事故等に備え、
当園では施設賠償責任保険に加入しております。

保険金額　　1事故につき3億円　　1名あたり3億円

登降園について

・雲母保育園では自転車・徒歩での送迎をお願いしております。
路上駐車は、近隣の方のご迷惑となりますのでご遠慮ください。
また、駐車場・車での送迎に関するトラブルは一切の責任を負いかねますので
御了承ください。

・登降園の時間は守って頂くようにお願いいたします。
7時00分～19時00分の開園時間以外の保育は承りかねますので御了承下さい。

・お迎えの方の変更がある場合は、園提出用写真とお子様との関係を事前にお知らせ
下さい。尚、小・中学生の送迎は安全確保の観点からお断りさせていただきます。

・連絡ノートは、必要事項を記入して毎日お持ちくださいますようお願いいたします。
また健康状態やその他変わった事がある場合は、連絡ノートに御記入頂くと共に、
登園時に口頭でも詳しくお教え下さい。

・おもちゃ、飲食物などは他のお子様とのトラブルの原因となりますので、
不要な物はお持ち頂きませんようお願いいたします。

その他

・ご住所、勤務先及び連絡先、その他お子様、保護者の情報に変更がありましたら、
お決まりの時点ですぐにお伝え頂けるようお願い致します。

・一度納入された各費用の返却は致しませんのであらかじめご了承下さい。

・保育活動中のお子様の様子を写真撮影し、ご家庭内でご覧頂くことを条件に配布したり、
もしくは園内に掲示することがあります。

・本園は施設長を所属職員の指揮監督者として置き、施設長の命を受け、保育士並びに
保育従事職員は児童の保育に当たり、調理員は献立・調理及びこれに関する実務に当たり
保育・調理・事務等助手は、各種業務の補助に当たります。また、施設長は必要に応じて
各人に、上記業務によらない業務を担当させることが出来ます。

・この規約に定めのない事項については、当保育園責任者、利用者ならびに
札幌市子ども未来局により協議させて頂く場合があります。

・緊急連絡先につきまして、必ずお電話の繋がる番号を記載して頂くよう、お願い致します。
また、緊急連絡先が一時的にでも変更となる場合は必ずその旨を登園時ないし
お電話で職員にお伝え頂きますようお願い致します。
（例：出張等で2日間のみ緊急連絡先が父から祖母に変更となる場合）

【札幌麻生雲母保育園　施設長】

坂田　菜南

【ご意見･ご要望相談解決責任者】

坂田　菜南

【雲母保育園施設概要】

建物構造

0歳児室	1	20.36㎡
1歳児室	1	45.34㎡
2･3歳児室	1	51.58㎡
4･5歳児室	1	51.59㎡
調　理　室	1	23.28㎡
医務室/事務室	1	24.25㎡
便　所	5	42.50㎡
調　乳　室	1	2.44㎡
沐　浴　室	1	便所面積に含む
廊下･その他		149.47㎡
合　計		410.81㎡

【定員及び職員配置】

	定員	職員数
0歳	６　名	２　名
1歳	１０　名	２　名
2歳	１１　名	２　名
3歳	１１　名	１　名
4歳	１１　名	１　名
5歳	１１　名	
施設長		１　名
栄養士（調理員）		３　名
保育従事職員		１　名
合計	６０　名	１３　名

令和７年度　札幌麻生雲母保育園　全体的な計画

保育理念	○　輝く大人が、輝く子どもと子どもの未来を育てる	保育方針	○　”健康な心と身体を育む” ●　子どもの最善の利益を追求し、将来の自己実現へ向けた基礎を培う。 ●　家庭及び地域との信頼関係を築きながら、保護者が自ら子育てをする力を発揮できるように支援する。
保育目標	○　自らの心と身体の健康を大切にできる子ども ○　まわりの人々の思いに気付き、社会の一員としての生活を目指せる子ども ○　自ら考えたことを表現し、様々な人と親しみを持って関わり合おうとする子ども ○　主体的な意思に基づいて行動し、探求心を持って考えられる子ども	社会的責任	人権尊重：子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権を守る為の法や制度に基づき、一人一人の人格を尊重した保育を行う。 説明責任：保護者や地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明するよう努める。 情報保護：個人情報保護方針に基づき個人情報を適切に取り扱う。 苦情解決：苦情・要望等の相談解決責任者である施設長の下に苦情・要望等の受付責任者、第三者委員を設け本部と連携を取りながら共通理解を図り解決する。

年齢別保育のねらい及び内容

実年齢		0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児～6歳児
養護の側面	生命の保持	・快適な生活環境の中で生理的欲求が満たされ、健康に過ごせるようにする。	生命の保持	・健康で安全な環境の下、応答的な関わりの中で生理的欲求が満たされるようにする。	・健康で安全な環境の下、子どもの発達に応じた生活リズムが身につくようする。	・健康で安全な環境の下、生活習慣の形成が図られるようにする。	・健康で安全な環境の下、生活に関心を持ち意欲と自信を持って取り組めるようにする。	健康で安全な環境の下、生活習慣を身につけ自ら進んで行動できるようにする。
	情緒の安定	・特定の大人との応答的な関りを通して、愛着関係を育めるようにする。	情緒の安定	・保育者等との安定した関りの中で情緒の安定をはかり信頼関係を深めていく。	・保育者等との安定した関りの中で甘えたり自己主張したり等、自分の気持ちを安心して表せるようにする。	・保育者等との安定した関りの中で、自我の形成と共に主体的な行動や探索意欲を持てるようにする。	・保育者等との安定した関りの中で自己肯定感を育み、他者に関心を持ち受容する気持ちを育めるようにする。	・保育者等との安定した関りの中で、心身の調和と受容により他者を尊重し、自信を持って行動できるようにする。
教育の側面	健やかに伸び伸びと育つ	・はう・つかまり立ち・立つ・歩く等、体を動かし、探索活動を十分に行おうとする。 ・着脱やオムツ交換等をしてもらい、清潔になることを心地よいと感じる。	健康	・安全で活動しやすい環境の中で、着脱、排泄、睡眠等、身の回りの事を自分でしようとする気持ちが芽生える。 ・歩く・走る・押す・つかむ・引っ張る等、自由に身体を動かすことを楽しむ。	・生活や遊びの環境を整えることで、着脱、排泄、睡眠など身の回りの事を援助してもらいながら自分でしようとする。 ・自ら歩く・走る・飛ぶ・のぼる等の全身運動や手指を使う遊びを楽しみながら行う。	・健康で安全な生活習慣を知り、身につけようとする。 ・自分の身体を十分に動かして、進んで運動し充実感を味わう。	・健康で安全な生活習慣を身につけ、見通しを持って行動する。 ・積極的に身体を動かし、様々なことに挑戦することで達成感を味わう。	・健康で安全な生活習慣を身につけ、その必要性を理解し、見通しを持って自発的に行動する。 ・活発に身体を動かし、遊びや運動に目標を持って挑戦したり、やり遂げたりすることで自信を持つ。
	身近な人と気持ちが通じ合う	・保育者に優しく語りかけてもらうことで、喃語や表情、身振り等で自分の気持ちを応えようとする。 ・特定の保育者と触れ合い信頼関係を築く中で、周りの人に興味や関心を持ち関わろうとする。	人間関係	・保育者との応答的な関わりの下、愛着関係を築き、身近な人と関わる。 ・自我の芽生えや気持ちを保育者に受容される中で、安心して思いを表す。	・保育者や友だちとの安定した関係の中で関心を広げ、少しずつ関わり方を身につける。 ・保育者や周りの友だちとの安定した関りの中で、心地よさを感じ順番や交代など決まりがあることに気づく。	周りの友だちに自分から関わり、時にはぶつかり合う経験を通して、相手の思いを知り一緒に活動する。 ・保育者や周りの友だちとの安定した関りの中で、様々なルールや決まりの大切さを知る。	・様々な活動を通して友だちとの関わりから相手の思いを知り、自分の気持ちを整理する力を身につける。 ・生活の中で友だちと一緒に協力して活動し、決まりを守り目標を持ってやり遂げようとする。	・友だちと協同して遊んだり活動する中で、共通の目標を持ち実現する喜びを知り充実感を味わう。 ・自分の思いや考えを伝え合い、異なる思いを認めいながら決まりの必要性や気持ちを調整する力が育つ。
			環境	・見る・聞く・触れる等、身体感覚を通して様々な物を試したり、発見して探索を楽しむ。 ・様々な物に触れて遊び、自分から関わることで周りの環境に興味をもつ。	・見る・聞く・触れる等、経験を通し好奇心が広がり、興味をもったり考えたりしようとする。 ・様々な素材に触れ、遊んだり作ったり自分から関わることで自然や物の特性を興味や関心を持つ。	・生活の中で、様々な事象や自然に触れ、探したり考えたりすることで自分から行動しようとする。 ・生活や遊びを通して、様々な物の性質を知り、色、数量、形などに関心を持つ。	・身近な事象や自然等に興味や関心を持ち、自分から発見を楽しんだり考えたりする事で生活に取り入れようとする。 ・生活や遊びを通して、周りや物の性質の仕組みを知り、色、数量、形、文字に興味や関心を持ち感覚を養う。	・身近な事象や自然に主体的に関り、発見や変化等、不思議さに気づき自分から考えたり調べようとする。 ・生活や遊びの中で物の性質や数量、図形、文字、時間等を積極的に取り入れることで感覚を豊かにする。
			言葉	・保育者との応答的な関わりの中、心地よさや嬉しさを感じ自分の気持ちを仕草や言葉で表そうとする。 ・子ども、保育者、言葉の参考関係のやり取りの中で、伝えたい気持ちを育み伝わる喜びを知る。	・生活や遊びの中で、保育者が仲立ちをして自分の思いや経験を話そうとしたり簡単なやり取りをしたりする。 ・絵本や言葉遊びを通して、面白さを感じ繰り返しの言葉や模倣を楽しみ言葉を味わう。	・生活や遊びの中で必要な言葉を覚え、自分の思いや経験した事、感じた事を保育者や友だちに伝え会話を楽しむ。 ・絵本や紙芝居、言葉遊びを通して、言葉のリズムや楽しさを味わい感覚を養う。	・相手の話を聞いたり自分の思いや経験した事を話したり言葉で伝え合う楽しさを味わう。 ・絵本や紙芝居、素話等、展開を楽しみながら聞き言葉に対する感覚を豊かにする。	・相手の話す言葉をよく聞こうとする態度を身に付け、会話を楽しみ経験した事や自分の思い、考えが伝わるように話し言葉を適切に使う。 ・ストーリー展開のある長編の絵本や素話を集中して聞いたり、想像をする楽しさを味わったり語彙を増やしたりする。
	身近なものと関わり感性が育つ	・安心できる人や環境の中で、見たり触ったりする機会を通して、興味や好奇心が芽生えてくる。 ・自分の欲求や気づきを、手を叩いたり、体を揺らしたり、声を出したりして表現する。	表現	・様々な素材から五感を使い触れながら指先や体を使い自分なりに表現しようとする。 ・様々な経験を通してイメージしたものを見立てて遊んだり模倣を楽しむ。	・様々な可能性のある素材に五感で触れて体験することで、驚きや感動を身体全体を使って表現する力を育む。 ・様々な経験や出来事を通して、イメージを膨らませたり感じた事を表現する喜びを味わう。	・様々な可能性のある素材や用具を使う経験を通し感性を育み、自分なりに表現して楽しもうとする。 ・興味のあることや経験した等、友だちとイメージを共有して表現する喜びと充実感を味わう。	・多様な素材と用具を使って描いたり作業したりすることで、豊かな感性を養い自分から積極的に表現して楽しむ。 ・感じた事や経験した事を友だちと共有のイメージで発展させ役割を決める等、積極的に表現をして充実感を持つ。	・多様な素材と用具を使いイメージや目的を持ち自己表現することで、感性や創造性を豊かにする。 ・感じた事や考えた事を様々な方法で自由に表現したり、友だちと一緒に表現を作り上げる楽しさや達成感を味わう。
	食育	食との出会いから心身共に健康で豊かな人を育てる						
		・安定した人間関係の中でミルクを飲み、心地よい生活を送る。 ・色々な食べ物を見る、触る、味わう経験を通して進んで食べようとする。		・食生活に必要な初歩的な習慣の基礎を身に付ける。 ・食べ物に関心を持ち「自分で食べたい」という意欲を持つ。	・色々な種類の食べ物を知り、料理を味わう。 ・食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持ち、身につける。	・自ら健康で安全な生活を作り出すための食の大切さに気付く。 ・様々な人の関わりがあり食が存在することに気付き、食事が出来ることの大切さや有難さを知る。 ・様々な食に関わる体験を通じて、共感したり自分と異なる感性がある事に気付く。 ・国や地域によって様々な食文化があることを知り、食の在り方や食事のマナーに関心を持つ。 ・食習慣、マナーを身につける。 ・自然の恵みがあって食があるという事に気付き、自然への感謝の気持ちを大切にする心を持つ。 ・様々な食材から料理が作られていることを知り、自ら進んで料理に携わる意欲を持つ。 ・食事の準備から後片付けまでの食事作りに自ら関わる。		

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

ア　健康な心と体
イ　自立心
ウ　協同性
エ　道徳性・規範意識の芽生え
オ　社会生活との関わり
カ　思考力の芽生え
キ　自然との関わり・生命尊重
ク　数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
ケ　言葉による伝え合い
コ　豊かな感性と表現

※「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」は、５領域に示すねらい及び内容に基づいて幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることによって就学までに見られるようになる子どもの姿であり、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものではないことに留意すること。

子どもの状況及び発達の記録	子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえた保育を行うため、適切な記録をとる ○発達記録　○保育経過記録　○児童票　○面談記録　○指導案　等	食育の推進	○食育計画の作成 ○栄養バランスを考えた自園給食の提供　○栽培活動の実施 ○給食フェアの実施　○クッキング保育の実施
長時間保育	○延長保育の実施 ○子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮し行う	職員の資質向上（研修計画）	○園内研修（テーマ別研修、ケース会議他） ○園外研修（保育内容研修・保健所主催安全衛生講習会・キャリアアップ研修等） ○社内研修
健康・安全	健康支援：○健康・発育発達状態の定期的・継続的な把握 ○年２回の嘱託医による健康診断（０歳児：年6回実施）　○年１回嘱託医による歯科健診　○保健計画の策定 ○年１回職員健康診断及び毎月の腸内細菌検査（調理・調乳担当） 安全衛生管理：○安全計画の策定 ○施設内外の設備・用具等の清掃　○消毒と安全管理・自主点検 ○週に一度衛生管理者による衛生点検　○感染症対策　○防犯（不審者）訓練の実施 ○SIDS訓練の実施	保育内容等の評価	○保育士等の自己評価（年2回）　○保育所の自己評価（年1回） ○保護者アンケートの実施　○第三者評価受審
		小学校との連携	○近隣小学校との交流会の実施 ○保育所児童保育要録を小学校へ送付 ○自治体主催の連絡会への出席
		特色のある保育	○給食フェア　○きらら教室　○生活発表会 ○異年齢児保育の実施　○姉妹園交流
災害への備え	○毎月避難訓練、消火訓練を実施　○災害訓練の実施　○水害訓練の実施 ○年２回の消防設備点検　○被災時における対応と設備	地域交流	○警察官による不審者訓練・講和 ○消防車見学 ○近隣施設との連携（七夕会や勤労感謝の日制作等）
子育て支援	園の保護者への子育て支援：○クラス懇談会　○個人面談（定期：年３回・随時） ○おたより等を通じた情報提供 地域の保護者への子育て支援：○育児相談事業の開催	配慮の必要な児への配慮	○専門機関との連携　○個別指導計画の作成　○個別経過記録の作成 ○インクルーシブ教育の実施
		アレルギー児への配慮	○代替給食の提供　○保護者とのアレルギー面談　○生活管理指導表の回収 ○保育所内職員による共通理解

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

札幌麻生雲母保育園

設置者 ： 株式会社　モード・プランニング・ジャパン

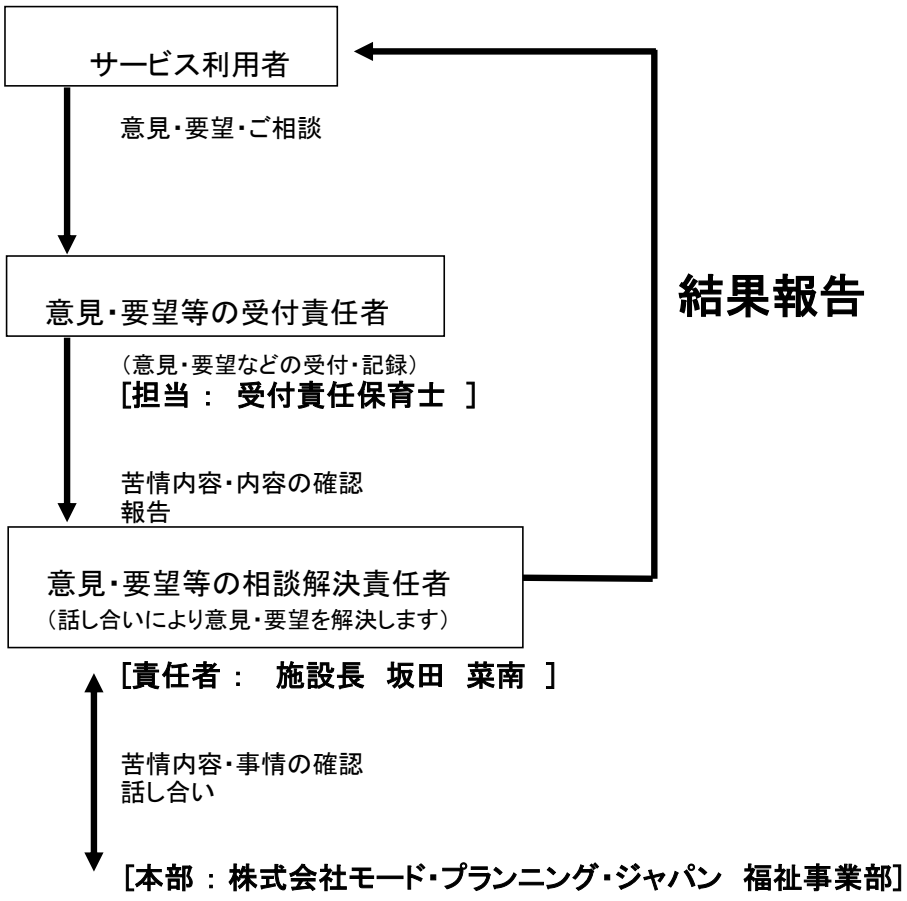

※　相談解決の結果（改善事項）は、口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
◎ 当園以外に、下記の相談・苦情窓口があります。

第三者委員	戸井田　幸一
電話	090－7054－9424

第三者委員	若林　孝雄
電話	080－4072－6658

2024 年 4 月改訂

感染症罹患後の登園許可についての医師の意見書

意　見　書

施設長殿

入所児童名

病名「　　」

年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医 師 名　　印又はサイン

保育所等は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団内での発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

〇医師が記入した意見書が必要なことがある感染症（ただし、提出の必要性については各保育所等でご検討ください）

（札幌市乳幼児園医協議会編「子どもと感染症」参照）

感染症名	潜伏期	感染しやすい時期	登園のめやす
麻しん（はしか）	9～12日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	1～3日	症状が有る期間（発症後24時間から3日程度までが最も感染力が強い）	発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	約5日間（ｵﾐｸﾛﾝ株の場合は2～3日）	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん（三日はしか）	2～3週	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	2～3週	発しん出現1～2日前からかさぶた形成まで	発しんがかさぶたになった後（但し、手のひら、足のうらは除く）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	2～3週	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
結核			感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（ﾌﾟｰﾙ熱）（アデノウイルス）	5～7日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消失した後、2日を経過してから
流行性角結膜炎（アデノウイルス）	4～7日	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎症状が消失してから
百日咳	1～2週	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	3～8日		伝染のおそれがないと認められた後

※「医師の意見書」を医療機関に依頼する際には、原則、文書料が発生いたします。

札幌市乳幼児園医協議会

2024 年 4 月改訂

感染症罹患後の保護者の登園届

登　園　届（保護者記入）

施設長殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　　医療機関名「　　」において
病名「　　」と診断され、
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印又はサイン

登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団内での発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所等での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要なことがある感染症（ただし、提出の必要性については各保育所等でご検討ください）
（札幌市乳幼児園医協議会編「子どもと感染症」参照）

感染症名	潜伏期	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	2～7日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗生剤投与開始後１～２日経過し、主要症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	1～3週	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳などの主要症状が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	1～3日	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	下痢が治まり、全身状態が良ければ登園可
ヘルパンギーナ 手足口病	2～5日	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	解熱し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	咳などの呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
帯状疱疹		水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹			解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと（発疹があっても良い）

（札幌市の保育園においては、伝染性紅斑（りんご病）は、発疹があっても、全身状態が良ければ、登園可としています。）

札幌市乳幼児園医協議会

MEMO

保育の提供にあたり、入園案内（重要事項説明書）に基づき、重要事項の説明を行いました。

年　　月　　日　　札幌麻生雲母保育園　施設長　　坂田　菜南　　印

入園案内（重要事項説明書）に基づき、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

年　　月　　日　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童との関係　＿＿＿＿＿＿＿＿